

# 公 告

## 川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定の締結 機械設備部門（水門設備・ポンプ設備）

次のとおり公告します。

平成27年 1月19日

国土交通省 九州地方整備局  
川内川河川事務所長 加治 賢祐

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

川内川河川事務所の直轄管理区間において、機械設備が被災又は重大な不具合等が発生、若しくは発生が予測される場合に、被災状況の迅速な把握、被災施設の早期復旧等の災害対応を的確に図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

#### (2) 基本協定締結設備および選定予定業者数

1) 基本協定締結設備は、川内川河川事務所が管理する機械設備（水門設備（堰・水門・樋門・樋管）およびポンプ設備）とする。

#### 2) 選定予定業者数

①水門設備	；各堰	1者	計2者（2施設）
	管内水門、樋門、樋管	5者程度	（192施設）

②ポンプ設備	：各排水機場	1者	計8者（8施設）
	管内救急排水機場	2者程度	（4施設）

なお、設備区分および設備区分内での重複申請は認めるものとする。

#### (3) 実施内容

協定対象施設において、被災又は不具合が発生、若しくは発生が予測される場合における、迅速な応急復旧等対策の実施。

#### (4) 基本協定の期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日までの期間

#### (5) 基本協定締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、機械設備工事（修繕・改造・遠隔監視制御設備工事を含む）及び点検業務実績、災害協定の実績、雇用技術者数、事務所までの時間に関する技術資料及び工事成績を総合的に評価して決定するものとする。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における平成27・28年度の機械設備工事に係る一般競争参加資格の申請を行っており、かつ平成27年4月1日時点で認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域の内、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。
- (5) 平成12年度以降に、元請けとして以下の構造の工事（修繕・改造・遠隔監視制御設備工事を含む）又は点検業務の施工実績を有すること。（工事のみの実績、点検業務のみの実績も可。）
  - <水門設備>
    - ①河川用水門ゲート設備
  - <ポンプ設備>
    - ①揚水または排水を目的としたポンプ設備
- (6) 次に記す履行体制を有している者とする。
  - <水門設備> : 1級又は2級土木施工管理技士を有する者。
  - <ポンプ設備> : 1級又は2級ポンプ施設管理技術者を有する者。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 参加方法等

- (1) 参加希望者は、次のア)～カ)に掲げるところにより、申請書及び技術資料等を提出すること。
  - ア) 参加要項：申請書（様式－1）及び技術資料（様式－2）の入手先  
川内川河川事務所ホームページに掲載しています。  
ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>
  - イ) 提出資料：申請書（様式－1）及び技術資料等（様式－2並びに添付資料）
  - ウ) 提出期間：平成27年1月19日（月）～平成27年2月16日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで
  - エ) 提出場所：〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号  
九州地方整備局 川内川河川事務所 施設管理課 専門職  
電話番号：0996-22-3287
  - オ) 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。
  - カ) そ の 他：申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意する。  
また、技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。
    - ①申請書には、会社の代表者印を押印する。

②平成27・28年度の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の受付日、工事種別及び営業所等の住所が分かる資料の写しを添付する。

#### 4. その他

(1) 選定された者とは、基本協定書を締結します。詳細については、選定結果通知後に別途お知らせします。

(2) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（本店を除く。））が所在することにより協定締結参加資格を有することとなるに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する資料の提出を求める場合がある。

(3) 基本協定締結後、災害等が発生し、緊急的に工事を実施する場合には、速やかに工事請負契約など適切に契約締結するものとし、その実施にあたっては関係法令等を遵守するものとする。

基本協定書に基づき出動が要請され、出動する時点においては、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、同制度には、工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、今回請負契約の条件とする保険は何れの方式でも差し支えないものとする。

ただし、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の応急対策を行わないことを付記する。

(4) 本協定締結後は、業種が機械設備工事において、総合評価入札制度の評価対象となる。

(5) 上記以外については、「技術資料等説明書」によるものとする。